

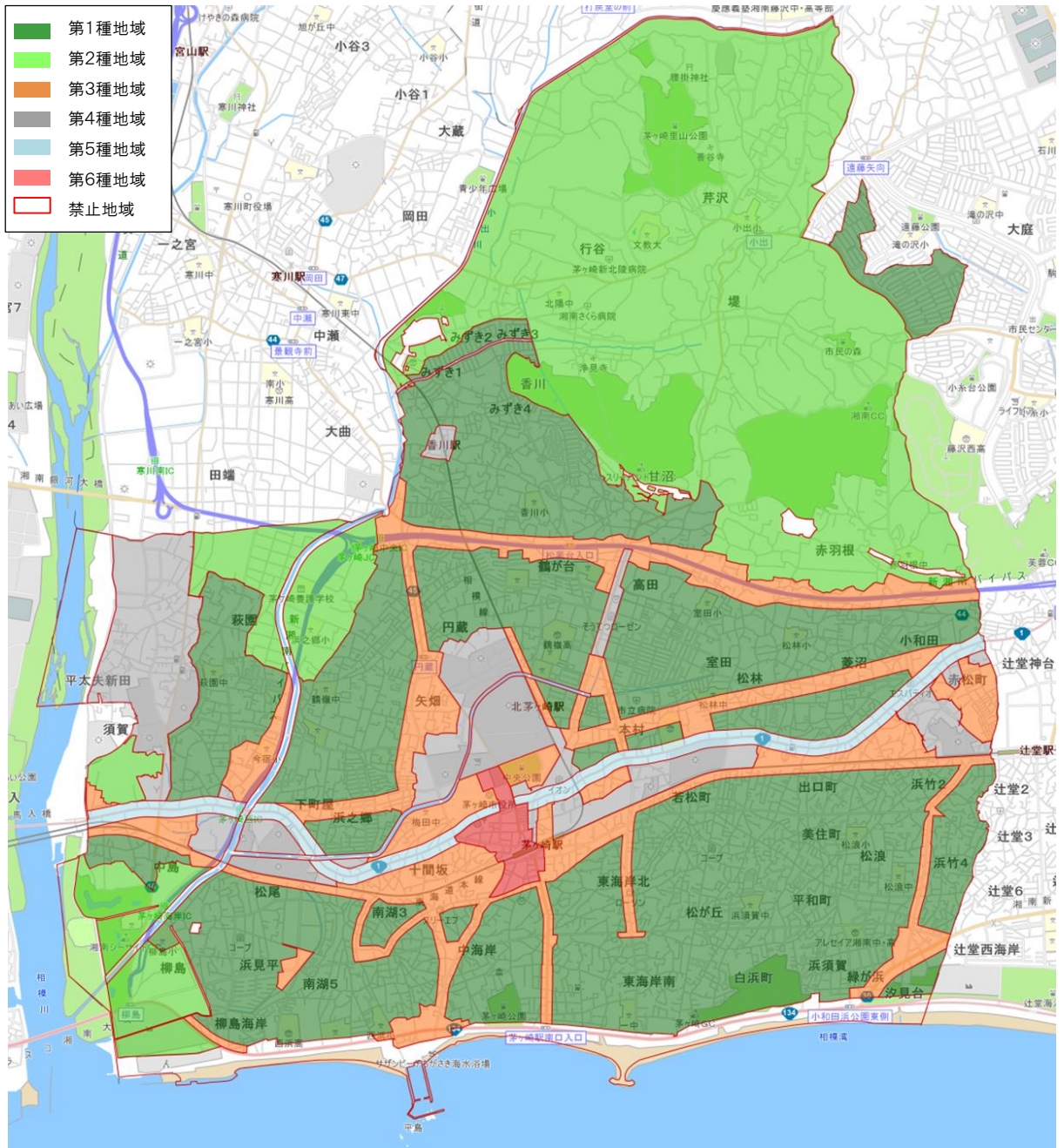
# 7

## 地域種別と表示等の基準

地域種別の区分（茅ヶ崎市屋外広告物条例第8条、茅ヶ崎市屋外広告物条例施行規則第4条）

屋外広告物の表示等をする場合は、下図のとおり許可地域ごとに定められた基準に合わせる必要があります。

各許可地域の詳細は、次ページをご確認ください。



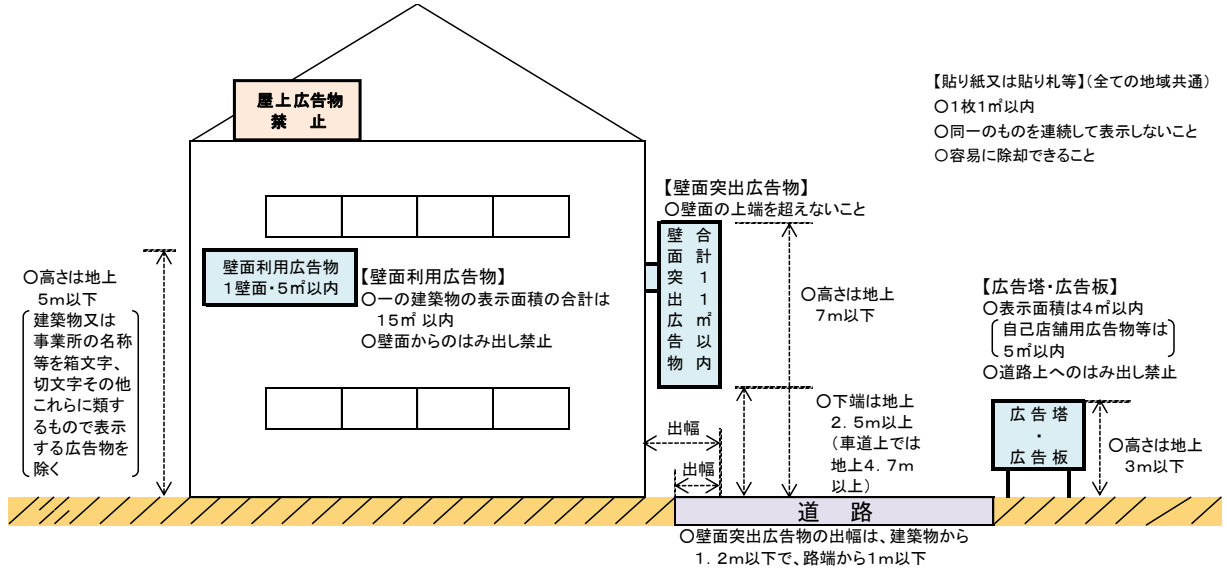
※1 図中の地域種別はおおよその範囲を示すものです。詳細な地域種別は市ホームページ「まっぷ de ちがさき」にて閲覧できます。  
 ※2 この区分図は、禁止地域のうち P.4の2の一部、4の一部、8及び10のみを表記しています。その他の禁止地域は表記していませんので、個別に確認してください。

地域	考え方	対象となる用途地域
<b>第1種地域</b>	<p>閑静な住宅地の良好な住環境を保全する観点から、広告物の掲出を抑制し、まち並みの落ち着きを確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の総量規制</li> <li>・屋上広告物の設置禁止</li> <li>・袖看板の設置の規制強化</li> <li>・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止</li> <li>・誘導のための案内看板基準の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種低層住居専用地域</li> <li>○第二種低層住居専用地域</li> <li>○第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地を除く。）</li> <li>○第二種中高層住居専用地域</li> </ul>
<b>第2種地域</b>	<p>自然環境及び自然景観保全の観点から、極力広告物の掲出を減らしていくとともに、富士山等の眺望景観を配慮し、高さを抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の総量規制</li> <li>・屋根の最高部を超える屋上広告物の設置禁止</li> <li>・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止</li> <li>・誘導のための案内看板基準の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街化調整区域</li> </ul>
<b>第3種地域</b>	<p>商業用途の混在もみられますが、現状は低中層の住宅地としての性格が強い傾向にあります。そこで、環境と景観を重視する観点から独立広告板を中心に、自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の規制</li> <li>・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化</li> <li>・誘導のための案内看板基準の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種住居地域（国道1号両側50mを除く。）</li> <li>○第二種住居地域（国道1号両側50mを除く。）</li> <li>○第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地に限る。）</li> <li>○準住居地域</li> <li>○JR東海道本線以南の近隣商業地域</li> </ul>
<b>第4種地域</b>	<p>商業施設、生産流通施設、住宅と様々な利用形態が混在しており、案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の規制</li> <li>・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化</li> <li>・誘導のための案内看板基準の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○J R東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内を除く。）</li> <li>○準工業地域（国道1号両側50m以内を除く。）</li> <li>○工業地域</li> <li>○工業専用地域（国道1号両側50m以内を除く。）</li> </ul>
<b>第5種地域</b>	<p>主要道路である国道1号沿道で、旧東海道の歴史の面影を守り、交通上の安全と景観形成のバランスを考慮します。案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の広告物の掲出を抑制します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の規制</li> <li>・袖看板の設置の規制強化</li> <li>・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化</li> <li>・誘導のための案内看板基準の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一種住居地域（国道1号両側50m以内）</li> <li>○第二種住居地域（国道1号両側50m以内）</li> <li>○J R東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内）</li> <li>○準工業地域（国道1号両側50m以内）</li> <li>○工業専用地域（国道1号両側50m以内）</li> </ul>
<b>第6種地域</b>	<p>中心市街地であり、多種多様な広告の需要が最も高い地域であるため、基本的には県条例の基準を継承します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商業地域</li> </ul>
<b>禁止地域</b>	<p>茅ヶ崎海岸や歴史的な資源等がある地域について、屋外広告物の掲出を禁止し、風致の維持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○P.4参照</li> </ul>

## 第1種地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地を除く。）
- 第二種中高層住居専用地域

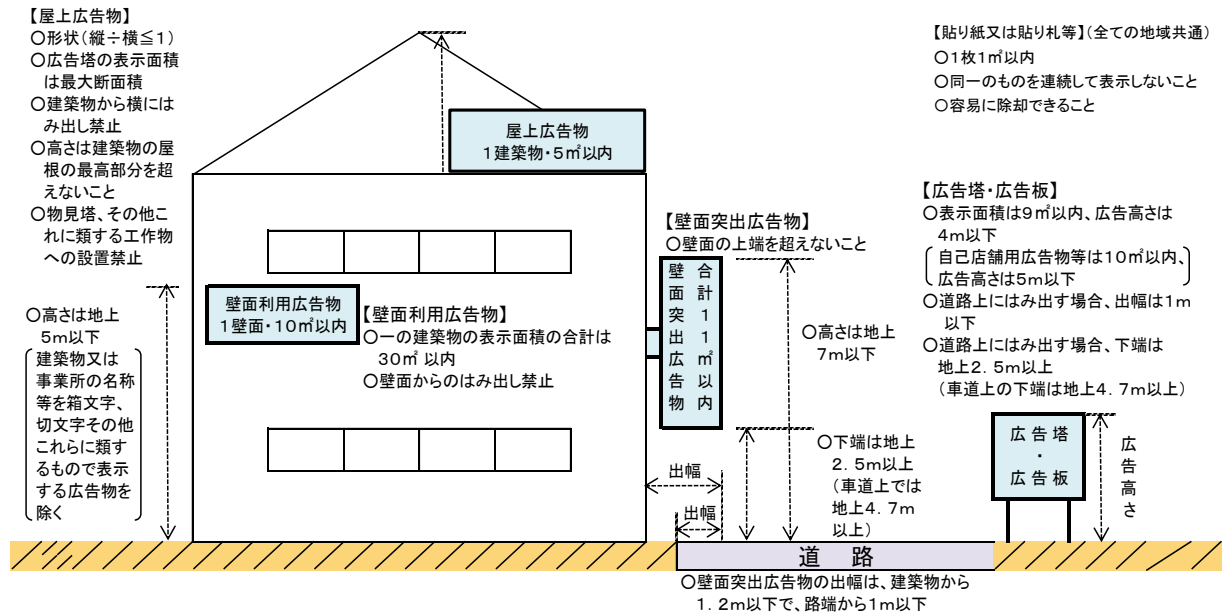
- 一の店舗、営業所、事業所あたりの表示面積の合計は21㎡以内
- ネオン管、発光ダイオードその他人工の光源で点滅照明及び動光するものの設置禁止



## 第2種地域

○市街化調整区域

- 一の店舗、営業所、事業所あたりの表示面積の合計は36㎡以内
- ネオン管、発光ダイオードその他人工の光源で点滅照明及び動光するものの設置禁止



※【表示面積の算出方法】

壁面突出広告物、広告塔、広告板の面積は一面の表示面積ではなく、複数の面に表示があるときはそれらの表示面積を合計した面積

※【自己店舗用広告物等とは】

自己の所在、名称、屋号、商標、営業の内容等を表示するため、自己の店舗、営業所若しくは事業所又はこれらの敷地に表示するもの

※【箱文字・切り文字とは】

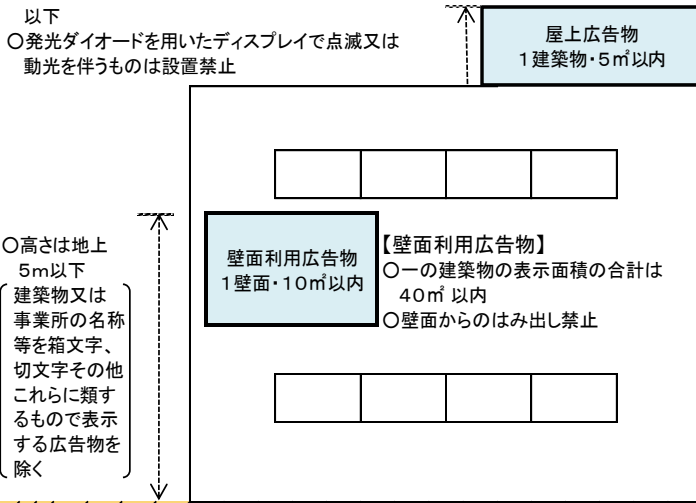
建築物の壁面に、その名称等を構成する文字、記号等を、塗料等を用いて壁面に直接描き、又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるもの

# 第3種地域

- 第一種住居地域（国道1号両側50mを除く。）
- 第二種住居地域（国道1号両側50mを除く。）
- 第一種中高層住居専用地域（浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益施設用地及び商業施設用地に限る。）
- 準住居地域
- JR東海道本線以南の近隣商業地域

## 【屋上広告物】

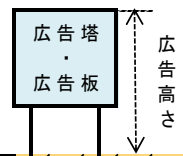
- 形状（縦÷横 $\leq$ 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から3m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



- 【貼り紙又は貼り札等】（全ての地域共通）
- 1枚1㎡以内
  - 同一のものを連続して表示しないこと
  - 容易に除却できること

## 【広告塔・広告板】

- 表示面積は10㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは5㎡以内）、広告高さは5m以下
- 自己店舗用広告物等は15㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは7.5㎡以内）、広告高さは10m以下
- 道路上にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路上にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道上の下端は地上4.7m以上）



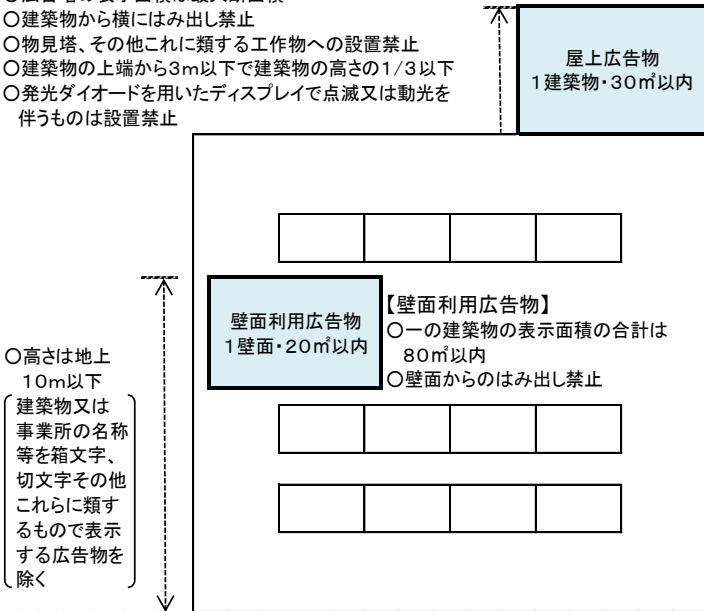
○壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

# 第4種地域

- JR東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内を除く。）
- 準工業地域（国道1号両側50m以内を除く。）
- 工業地域
- 工業専用地域（国道1号両側50m以内を除く。）

## 【屋上広告物】

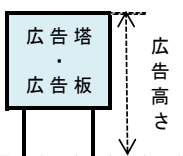
- 形状（縦÷横 $\leq$ 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から3m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



- 【貼り紙又は貼り札等】（全ての地域共通）
- 1枚1㎡以内
  - 同一のものを連続して表示しないこと
  - 容易に除却できること

## 【広告塔・広告板】

- 表示面積は15㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは7.5㎡以内）、広告高さは5m以下
- 自己店舗用広告物等は20㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは10㎡以内）、広告高さは10m以下
- 道路上にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路上にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道上の下端は地上4.7m以上）



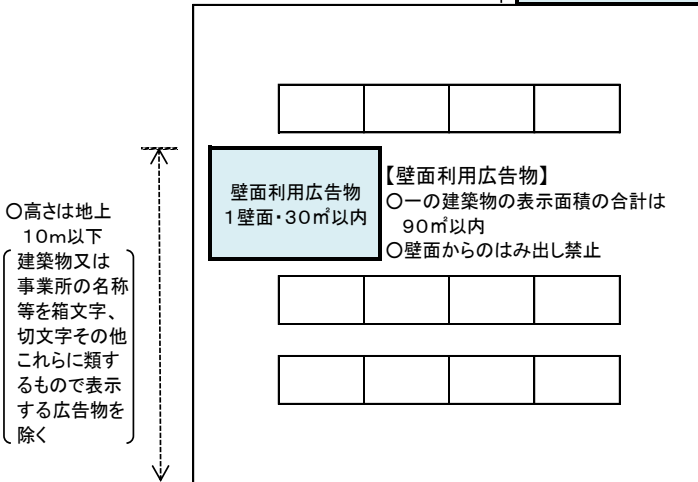
○壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

# 第5種地域

- 第一種住居地域（国道1号両側50m以内）
- 第二種住居地域（国道1号両側50m以内）
- JR東海道本線以北の近隣商業地域（国道1号両側50m以内）
- 準工業地域（国道1号両側50m以内）
- 工業専用地域（国道1号両側50m以内）

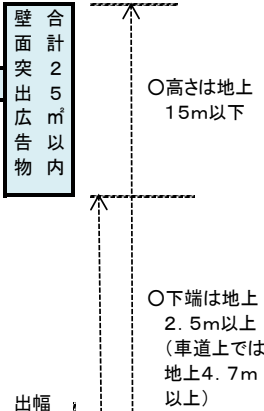
## 【屋上広告物】

- 形状（縦÷横 $\leq$ 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から5m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



## 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

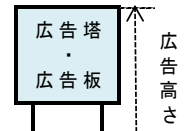


## 【貼り紙又は貼り札等】（全ての地域共通）

- 1枚1㎡以内
- 同一のものを連続して表示しないこと
- 容易に除却できること

## 【広告塔・広告板】

- 表示面積は20㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは10㎡以内）、広告高さは5m以下
- 自己店舗用広告物等は30㎡以内（発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは15㎡以内）、広告高さは10m以下
- 道路にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道下の下端は地上4.7m以上）



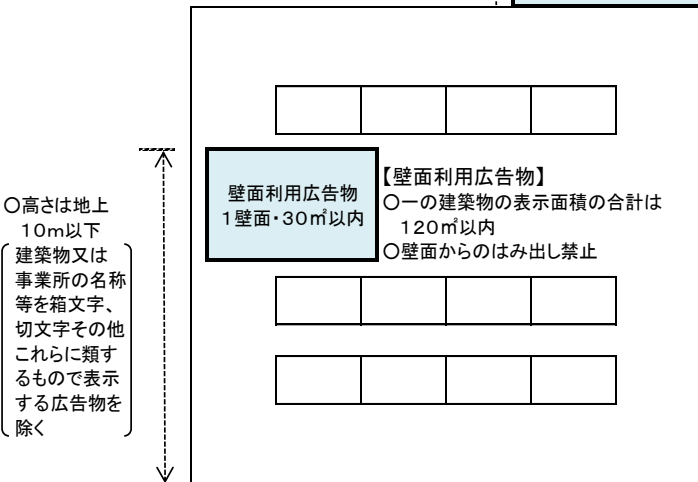
- 壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

# 第6種地域

- 商業地域

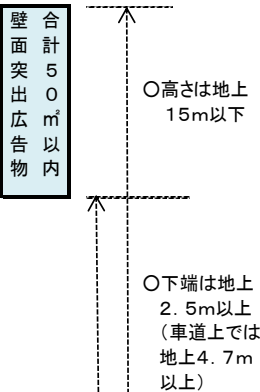
## 【屋上広告物】

- 形状（縦÷横 $\leq$ 1）
- 広告塔の表示面積は最大断面積
- 建築物から横にはみ出し禁止
- 物見塔、その他これに類する工作物への設置禁止
- 建築物の上端から7m以下で建築物の高さの1/3以下
- 発光ダイオードを用いたディスプレイで点滅又は動光を伴うものは設置禁止



## 【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

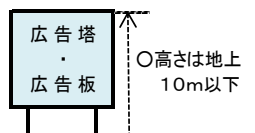


## 【貼り紙又は貼り札等】（全ての地域共通）

- 1枚1㎡以内
- 同一のものを連続して表示しないこと
- 容易に除却できること

## 【広告塔・広告板】

- 表示面積は30㎡以内
- 道路にはみ出す場合、出幅は1m以下
- 道路にはみ出す場合下端は地上2.5m以上（車道下の下端は地上4.7m以上）



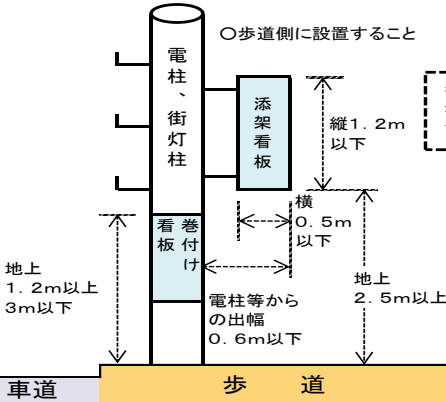
- 壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

以下の種類の屋外広告物は全ての地域で共通して、以下の基準としています。

## 電柱及び街灯柱を利用するもの

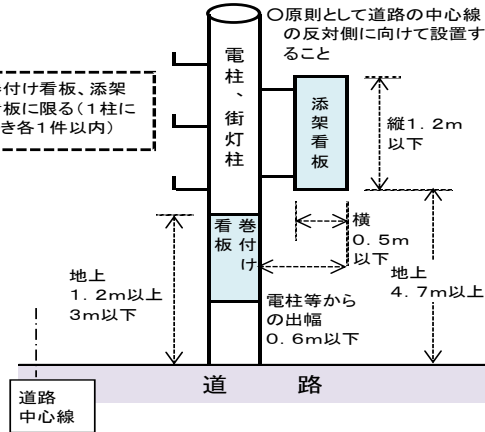
### 歩道に設置された電柱又は街灯柱等

※片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合を除く

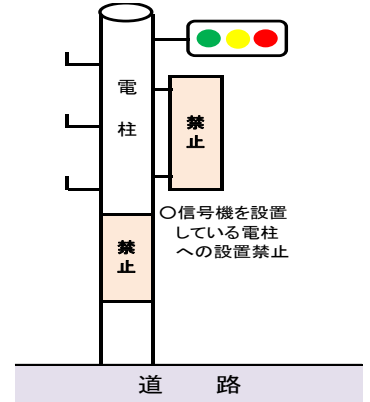


### 車道に設置された電柱又は街灯柱等

※片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合



### 信号機が設置された電柱



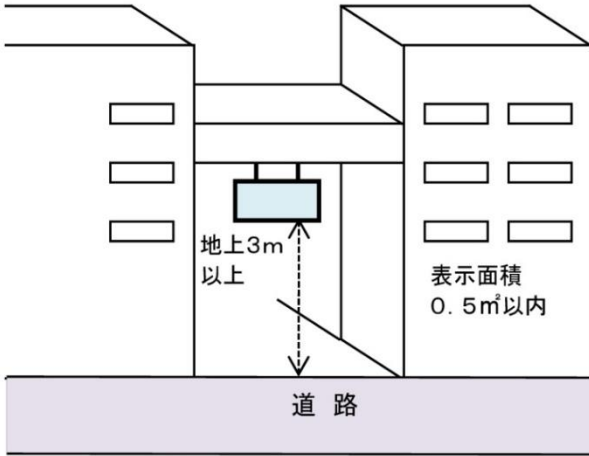
## 電車、路線バス、自動車等（以下、車体利用広告物）の外面を利用するもの

	車体の外面をラッピングするもの	ラッピング以外
制限共通事項	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○車両の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。</li> </ul> <p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</li> <li>○電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。</li> </ul>	
電車の外面を利用するもの	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の1/10以内</li> <li>○屋根及び底面の表示は禁止</li> </ul> <p>【色彩、意匠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。</li> </ul>	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前面又は後面のいずれかに表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件のみ。</li> <li>○側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内。</li> </ul>
路線バスの外面を利用するもの	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>○各側面及び後面に表示するものは、それぞれ1件とすること。</li> </ul> <p>【色彩、意匠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。</li> <li>○車体の窓の上端から上部における表示は、広告物の地色1色のみとし、文字等は表示しないこと。</li> </ul>	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>○側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内。</li> <li>○後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件以内。</li> </ul>
電車、路線バス以外自動車等の外面を利用するもの	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○表示の位置は前面以外とすること。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。）</li> <li>○側面に表示するものは、1件につき縦0.6m以下、横3m以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。）</li> <li>○後面に表示するものは、縦0.6m以下、横1m以下で1件以内。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。）</li> </ul>	

# 広告塔、広告板に類するもの

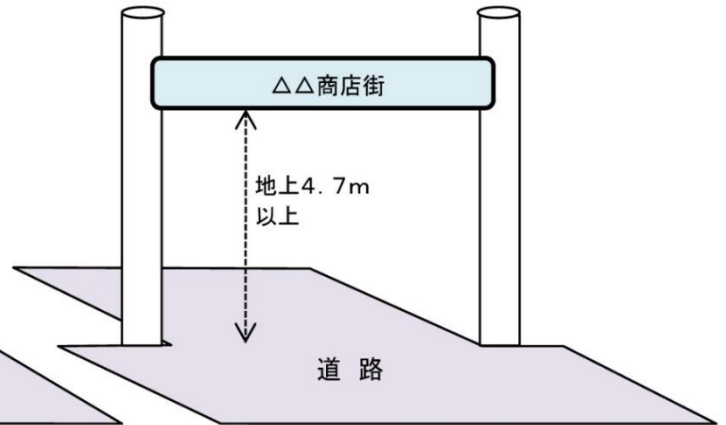
## アーケードに設置する場合

- 同一商店街では、なるべく位置、形状、規模を統一すること



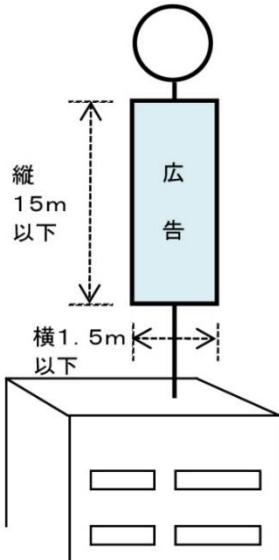
## 道路を横断して設置する場合

- 特定の商品名及び商店名はなるべく表示しないこと



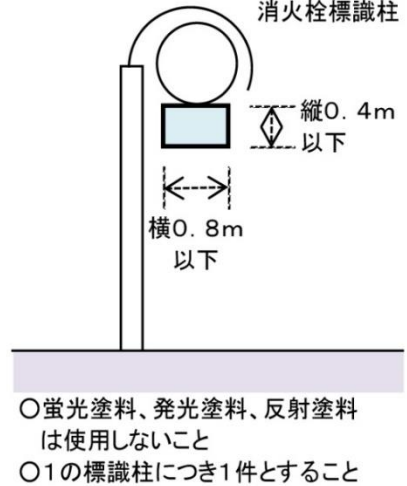
## アドバルーン

- 直径3m以下のものとする
- 掲揚する場合は高度45m以下とする
- 雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは、掲揚しないこと
- 広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし主綱に緊結すること
- 常時2人以上の監視人をおくこと



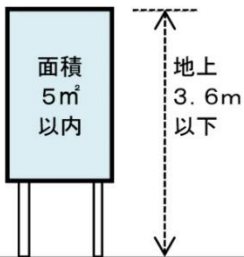
## 標識柱(道路標識を除く)を利用するもの

『例』  
消火栓標識柱



- 蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は使用しないこと
- 1の標識柱につき1件とすること

## 立看板

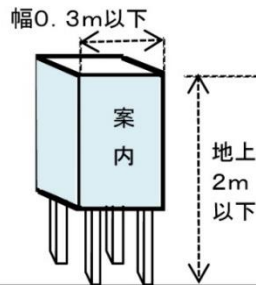


## 広告塔

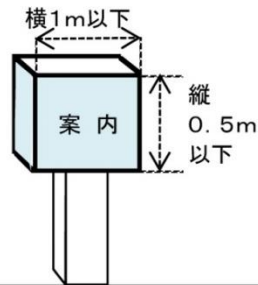


## 案内板

○広告塔に類するもの



○広告板に類するもの



同一場所に2以上のものを設置する場合は総合案内板とし、一のもの表示面積は、縦0.3m以下、横1.5m以下とすること